

令和8年度

第1回上尾市不登校対策推進委員会 資料



令和8年7月22日（水）

上尾市教育委員会

目 次

資料 1

令和7年度上尾市不登校対策推進委員会報告・・・・・・・・・・ 1

資料 2

令和8年度上尾市不登校対策推進委員会計画・・・・・・・・・・ 3

資料 3

SSR及びSRTの活用状況について・・・・・・・・・・ 4

資料 4

学校適応指導教室かもめ・けやき教室について・・・・・・・・ 5

資料 5

上尾市教育センター「ほっと一息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」について・・・・・・・・ 6

資料 6

上尾市民間施設等連絡会について・・・・・・・・・・ 8

資料 7

教育センターによる民間施設等の訪問について・・・・・・・・ 10

資料 8

上尾市不登校対策基本方針の見直しについて・・・・・・・・ 11

資料 9

上尾市不登校対策推進委員会条例・・・・・・・・・・ 13

令和 7 年度上尾市不登校対策推進委員会報告

1 令和 7 年度の調査・検討事項

校内外の支援体制の充実、民間施設等の連携のあり方、保護者を支えるための支援について調査・検討を行った。

<各回における調査・検討事項>

令和 7 年 7 月 11 日 (木)	委嘱・任命式及び第 1 回委員会 ○校内外の支援体制の充実 ・学校適応指導教室かもめ・けやき教室分室おおやサテライトについて ・SSR 及び SRT の活用状況について ○民間施設等の連携のあり方 ・民間施設等連絡会について ・民間施設等を利用する保護者への経済的支援について ○保護者を支えるための支援 ・「ほっとひと息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」について
令和 7 年 10 月 7 日 (火)	第 2 回委員会 ○校内外の支援体制の充実 ・SSR 及び SRT の効果的な活用について ○民間施設等の連携のあり方 ・民間施設等連絡会について ・民間施設等を利用する保護者への経済的支援について ・教育センターによる民間施設等訪問について ○保護者を支えるための支援 ・「ほっとひと息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」について
令和 8 年 2 月 24 日 (火)	第 3 回委員会 ○校内外の支援体制の充実 ・SSR 及び SRT 配置の効果について ○民間施設等の連携のあり方 ・民間施設等連絡会について ・民間施設等を利用する保護者への経済的支援について ○保護者を支えるための支援 ・「ほっとひと息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」について

2 調査・検討結果を踏まえた提言

- ①校内外の支援体制の充実には、教職員の研修等による多様な支援の在り方に関する深い理解とともに、保護者への相談窓口や不登校支援に関する情報の幅広い周知が求められる。なお、これらの取組については、情報の更新をしながら効果的かつ継続的に実施できるようにする。
- ②民間施設等との連携のために、教育センターによる訪問や民間施設等連絡会を継続し、学校・民間施設等・教育委員会が互いに理解を深める機会を積極的に作り、情報を共有できるようにする。
- ③保護者への支援については、相談窓口の周知や情報提供にとどまらず、同じ悩みを共有し自由に交流し合えるピアサポートができるような場を設定する。現在実施している「不登校について語り合う会」を持続可能な内容とし、保護者支援の充実を図ることができるようにする。
また、民間施設等を利用する児童生徒の保護者への経済的支援において、支援対象の設定など課題の解決に向けて継続して調査・検討を進めていく。

1 令和8年度の調査・検討事項

○現行の不登校対策の検証及び課題の提示

- ・ SSR、SRT、学校適応指導教室の活用
- ・ 保護者への支援の在り方の更なる具体的な取組
- ・ 民間施設等との連携の推進
- ・ 上尾市不登校対策基本方針の見直し

2 スケジュール

令和8年7月	委嘱・任命式及び第1回委員会 ○SSR 及び SRT の活用について ○学校適応指導教室かもめ・けやき教室について ○保護者への支援 ・「ほっと一息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」について ○民間施設等の連携 ・ 民間施設等連絡会、教育センターによる民間施設等の訪問 ○上尾市不登校対策基本方針 ・ 上尾市不登校対策基本方針の見直しに向けて
10月	第2回委員会 ○SSR 及び SRT の活用について ○保護者への支援 ・ 民間施設等を利用する保護者への経済的支援について ○民間施設等の連携 ・ 民間施設等連絡会について ○上尾市不登校対策基本方針 ・ 上尾市不登校対策基本方針の見直しに向けて
令和9年2月	第3回委員会 ○学校適応指導教室かもめ・けやき教室について ○SSR 及び SRT の活用について ○保護者への支援 ・「ほっと一息ふれ合いカフェ～不登校について語り合ってみませんか～」について（第2回報告） ・ 民間施設等を利用する保護者への経済的支援について ○民間施設等の連携 ・ 民間施設等連絡会、民間施設リーフレット ○上尾市不登校対策基本方針 ・ 上尾市不登校対策基本方針の見直しに向けて

SSR 及び SRT の活用について

- 1 校内教育支援ルーム（SSR：スペシャルサポートルーム）とは
教室に入ることが難しい児童生徒や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいと思った児童生徒が、教室以外の居場所として過ごすことのできる部屋であり、各学校は、空き教室などを利用して設置している。
- 2 SRT（サポートルームティーチャー）とは
SSRを中心に、長期欠席や不登校傾向の児童生徒の学習及び学校生活における支援に従事し、令和7年度は週1日または週2日、令和8年度は全校週4日市内小・中学校に配置している。
- 3 主な勤務内容
 - (1) 校内教育支援ルーム（SSR：スペシャルサポートルーム）及び学級における児童生徒への学習支援
 - (2) 不安や混乱に陥り、気持ちの切り替えのため一時的に学級を離れる児童生徒への支援
 - (3) 登校及び教室復帰への支援
 - (4) 教職員との情報共有及び連絡調整
 - (5) 保護者への連絡、家庭訪問（徒歩等）
 - (6) その他
- 4 勤務時間
 - ・原則午前8時15分から午後4時30分までの間で実働4時間30分
 - ・割り振りは勤務校の校長が定める。
 - 例）午前10時から午後2時30分まで
- 5 SRTの支援状況（令和7年度4月から令和8年度4月）

		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
小学校	SSR	36	57	60	66	72	82	84	89	83	96	102	76
	その他支援	54	62	84	63	118	127	134	107	114	80	45	97
中学校	SSR	24	48	39	39	47	49	56	63	47	58	48	51
	その他支援	14	13	38	13	21	20	17	15	6	6	11	13
小・中合計	SSR	60	105	99	105	119	131	140	152	130	154	150	127
	その他支援	68	75	122	76	139	147	151	122	120	86	56	110
合 計		128	180	221	181	258	278	291	274	250	240	206	237

- 6 SRT対象の研修会
年4回実施する。不登校に関する基本的な考え方や段階に応じた支援策の講義・演習、活用例の共有を行う。

学校適応指導教室かもめ・けやき教室について

- 1 学校適応指導教室とは
学校に登校できない、あるいは、登校が難しい児童生徒にとっての居場所として、ひとり一人の状況に応じた様々な活動や相談などを通じて、自己実現を図り、学校への復帰や社会的自立を目指していくところ。
- 2 対象児童生徒
通学すべき学校に登校できない、あるいは登校が難しい状態にある児童生徒であり、継続的な来所を希望する者
- 3 開室場所・日時
(1) 場 所 上尾市教育センター、上尾市立大谷小学校内、原市小学校内
(2) 日 時 毎週月、火、木、金 午前9時30分から午後2時まで
- 4 活動内容
(1) 自習を中心とした学習
(2) 制作、交流
(3) 体験活動
- 5 おおやサテライト、はらいちサテライト設置の経緯
これまで、学校適応指導教室は上尾駅東側にある上尾市教育センター内、一か所のみであったことから、遠方等の理由により、通うことが難しいという課題があった。そこで、上尾駅西側エリアにも児童生徒の新たな居場所として、令和6年5月に上尾駅西側エリアの上尾市立大谷小学校内に令和8年5月に東側エリアの上尾市立原市小学校内に分室を開室した。
- 6 学校適応指導教室利用状況

		令和6年度			令和7年度			令和8年度 (7月1日現在)		
教育センター		小	中	計	小	中	計	小	中	計
	見学者	10	23	33	7	11	18	2	3	5
	入級者	4	2	6	1	8	9	1	3	4
おおやサテライト		小	中	計	小	中	計	小	中	計
	見学者	13	8	21	10	5	15	3	2	5
	入級者	3	6	9	5	5	10	2	1	3
はらいちサテライト								小	中	計
	見学者							4	0	4
	入級者							1	0	1

上尾市教育センター「ほっとひと息ふれ合いカフェ ～不登校について語り合ってみませんか～」について

1 目的

- (1) 不登校児童生徒の保護者が交流できる相談会等を開催し、保護者の不安解消及び家庭における具体的な支援の充実を図る。【上尾市不登校対策基本方針】
- (2) 学校に登校できないあるいは登校が難しい子を持つ保護者同士が語り合い、気持ちや情報を共有することで今後の活力とする。

2 日時 令和8年6月24日（水）午前10時00分から午前11時45分まで

3 場所 上尾市教育センタープレイルーム

4 内容

- (1) 教育センター紹介
教育センターの主要事業である教育相談及び学校適応指導教室について紹介する。
- (2) グループ交流「聞いてください、私の話」
3人から4人のグループに分かれて、現在の子の様子や悩みを互いに語り合う。
- (3) センター内見学や、相談、体験会の申し込みを行う。

5 参加者

小学校 10名（3年2名、4年1名、5年2名、6年5名）
中学校 8名（1年3名、2年2名、3年3名）

6 感想・意見（別紙）

7 今後の予定（令和8年10月28日、令和9年2月17日に実施予定）

- (1) 第2回には、パネリストによる不登校の体験談「不登校当時を振り返る」開催予定。小学校及び中学校で不登校を体験した学生とその保護者をパネリストとして、インタビュー形式で不登校当時の気持ちや状況等について話を伺う。



令和8年6月24日参加者アンケートまとめ

1 全体を通して

満 足… 71.4 %
 やや満足… 28.6 %
 やや不満… 0.0 %
 不 満… 0.0 %

2 グループ交流について

満 足… 71.4 %
 やや満足… 28.6 %
 やや不満… 0.0 %
 不 満… 0.0 %

3 次回以降に取り入れるとよい内容

- ・不登校から脱した経験を持つ当事者や保護者の声を聞く機会が欲しい。
- ・お子さんにより対応は様々な違いがあると思うが、もっと皆さんの経験を聞ける時間があれば良いと感じた。
- ・参加者でお菓子を作ってティータイムをしながら話すことができたらとても嬉しい。普段なかなか交流出来ないの、話も聞けて、気分転換にもなり楽しそう。
- ・今回のように、他の参加者の方の話を聞いたり話したりする場は貴重なのでありがたい。
- ・子ども時代不登校で、今は自立した方やその親御さんからエピソードを聞いてみたい。
- ・グループを途中で変えるなど、多くの人と話ができるとありがたい。

4 その他

- ・テーマ別にグループの配慮をしていただいて、先の見通しや今の対応について参考になりました。
- ・子どもが不登校という同じ現状の方々と交流する機会はなかったので貴重なお話が聞けました。
- ・相談員の方も付いてくださって話題の提供やその時の子どもの状況などアドバイスもあり、緊張もほぐれ私自身安心して話すことができました。
- ・会場も飲み物を準備してくださったり、職員の皆さんが笑顔で迎えてくださるなど、緊張をほぐしてくれてとてもありがたかったです。
- ・進路や最近の変化について話し合えたのが良かったです。
- ・他のグループから起立性調節障害というワードが聞こえてきて、少し気になりました。限られた時間内ではありますが、複数ある悩みを共有できる場所になると嬉しいです。
- ・今回2回目の参加となりましたが、前回同様、他の方の話を聞くことがとても参考になり励みにもなります。日々子どもと向き合うのに疲れる現状、先々の不安がありながらもなかなか自分のことを話す場もないので教育センターでやっていただけなのはありがたいです。時間があつという間で足りない位です。また次回を楽しみにしています。
- ・私のグループは小学生のお子さんの保護者さんしかいなかったの、中学生の保護者さんの話を聞きたかったです。

上尾市民間施設等連絡会について

1 目的

- (1) 民間施設等の取組や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図る。そのため
に、教育委員会においては日頃から積極的に情報交換や連携に努める。

【上尾市不登校対策基本方針】

- (2) 不登校児童生徒を支援する民間施設等と学校、教育委員会間の連携を図り、
該当児童生徒及びその保護者等への支援を充実させる。

2 日時 令和8年6月3日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

3 場所 上尾市青少年センター会議室2・3

4 内容

- (1) 教育委員会挨拶及び本会実施目的の説明
(2) 情報交換「各施設における支援と学校や他機関との連携について」
※グループ協議

5 参加者

- (1) 「上尾市 保護者向け情報提示リーフレット」に掲載している施設の代表者

ムーミンの会	ペンギンの部屋	訪問看護ステーション はるか
星槎学園中等部	第一学院中等部	トライ式高等学園
アトリエコルト	I try ジュニア中浦和	

(欠席) フリースクールHIRO、スコーレ・ムーンライト、N中等部

- (2) 上尾市立小・中学校長を代表する者
小・中学校校長会会長各1名
(3) 上尾市立小・中学校教頭を代表する者
小・中学校教頭会代表各1名
(4) 教育委員会事務局職員
教育センター所長、主幹、副主幹

6 感想・意見（別紙）

令和8年6月3日「上尾市民間施設等連絡会」参加団体アンケートまとめ

1 当日の感想

- ・グループによる意見交換の時間を通して、各施設や学校の事例などを知ることができました。
- ・親の会のお話を聴けて、大変学びになりました。
- ・様々なフリースクールの形態を知ることができ、有意義な研修会だった。
- ・関係機関の取組がわかりました。
- ・初めての団体の活動状況をお聞きできてよかったです。
- ・学校の状況をもっと聞きたかった。
- ・前回、今回と全体協議よりグループ別協議の方が話の視点がわかりやすくよかった。

2 次回以降の協議内容の希望など

- ・中学生が安心して過ごせる居場所づくり
- ・他団体の取り組み
- ・不登校の子をもつ保護者に対してのアプローチの方法
- ・孤立する子どもと保護者への支援
- ・学校と民間施設が連携する際の情報共有のポイント等
- ・SSRの現状
- ・フリースクールに通う生徒の経済的支援策

教育センターによる民間施設等の訪問について

上尾市教育センターでは、市内小・中学校に在籍する不登校を含む長期欠席児童生徒が利用する民間施設等を中心に令和元年度から民間施設等訪問を継続して実施している。

1 訪問の目的

(1) 本市策定の「民間施設等に関するガイドブック」の周知

→策定の意図の説明（状況把握し、努力を認める、よりよい支援につなげる）

→連携のための依頼（月 1 回程度の状況報告書等での情報提供）

(2) 現地調査

→立地、施設、活動の様子、スタッフ、特色ある活動、支援システム、学校復帰（進学）や他機関への接続状況など

(3) 支援を受けている児童生徒の状況

→来所状況、活動内容について

(4) 学校との連携状況

→報告書や電話・訪問等による活動状況の確認

→利用を開始した児童生徒がいた場合の対応について

(5) リーフレット掲載情報の確認（掲載予定施設のみ）

2 訪問対象施設 市内児童生徒が複数年継続して利用した実績のある民間施設等（学校から報告のある月例欠席状況報告書で把握）

3 訪問状況

訪問日時	訪問場所	当日の対応者
6 / 29（月）	丘のうえフリースクール	代表
6 / 30（火）	松実学園初等部	校長

上尾市不登校対策基本方針の見直しについて

上尾市教育委員会

1 目 的

総合的な不登校対策を効果的に推進し、児童生徒の健やかな成長を支えるために見直しをするものである。

2 策定及び改訂の経緯

	市	国・県の動向
令和元年10月		不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）
令和4年7月	委嘱・任命式及び第1回委員会 ・基本方針の柱を決定	
10月	第2回委員会 ・基本方針原案作成	
2月	第3回委員会 ・基本方針（案）決定	
3月	不登校対策基本方針策定→市内周知	
令和5年3月		（国通知）誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について【COCOLOプラン】
令和5年7月		（国通知）不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について
令和5年11月		（国通知）不登校の児童生徒等への支援の充実について
令和7年2月	第3回委員会 ・改訂、修正案の協議 （1）校内教育支援ルームについて →P7及びP8 （2）民間施設等に関するガイドラインについて →P7	
		（県）教育メタバース開始

3 上尾市不登校対策基本方針の見直しの具体的なスケジュール

(1) 上尾市の現状・課題の分析 ※第1回委員会

- ①これまでの上尾市の不登校対策と課題の提示（第1回報告・協議内容から）
- ②上尾市不登校対策基本方針への反映（グループ協議）

(2) 基本方針（案）の協議 ※第2回委員会

- ①第1回委員会の協議内容を受けた改定案について協議

(3) 基本方針（案）の決定

- ①第1回、第2回の協議内容を受けた改定案について細かな修正

上尾市不登校対策推進委員会条例

(設置)

第1条 不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市不登校対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「不登校児童生徒」とは、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難であるとして、相当の期間学校を欠席する児童又は生徒をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 上尾市不登校対策基本方針（本市における不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針をいう。）の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 児童及び生徒の不登校の状況及び課題に関すること。
- (3) 不登校児童生徒に対する相談、指導及び支援体制の整備に関すること。
- (4) 学校と家庭、関係機関等との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不登校児童生徒に対する対策に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 上尾市立小学校及び中学校の校長を代表する者
- (3) 不登校児童生徒に対する対策に携わっている担当教諭を代表する者
- (4) 相談員として不登校児童生徒又はその保護者から相談を受けた経験のある者
- (5) 上尾市立小学校及び中学校の保護者を代表する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第19号を次のように改める。

(19) 不登校対策推進委員会委員

別表第1の19の項を次のように改める。

19	不登校対策推進委員会 委員長 委員	日額 11,000円 日額 10,000円
----	-------------------------	--------------------------